

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年6月～ 制度に関するパンフレット等を作成し、全社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職向けの研修を行う。

<対策>

- 令和2年6月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和2年8月～ 管理職向け研修の実施